

## 2.財政投融资

事業者が、排出基準に適合しない自動車を、排出基準適合車へ一定の条件のもとで買い換える場合等について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫からの低利融資を受けることができます。

金融機関	対象者	内 容
日本政策投資銀行  連絡先: 環境エネルギー部 03-3244-1620 全国各支店	株式会社、組合、財団法人など 組織形態のもの	①排出基準適合車の取得 自動車NOx・PM法対策地域内：政策金利Ⅲ 自動車NOx・PM法対策地域外：政策金利Ⅰ
		②天然ガス、電気、ハイブリッド自動車(これらの自動車に必要な燃料供給設備を含む)及び低燃費かつ低排出ガス認定車の取得:政策金利Ⅰ
		③ディーゼル微粒子除去装置の装着：政策金利Ⅰ
		④低PM認定車の取得:政策金利Ⅰ(平成17年9月30日まで)
		⑤新長期規制適合車の取得:政策金利Ⅰ(平成17年10月1日以降)
		・融資比率40%
中小企業金融公庫  連絡先: 東京相談センター 03-3270-1260 名古屋相談センター 052-551-5188 大阪相談センター 06-6345-3577 福岡相談センター 092-781-2396 全国各支店	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業者	①排出基準適合車の取得 ・自動車NOx・PM法対策地域内:4億円を限度として特利③ ・自動車NOx・PM法対策地域外:4億円を限度として特利① ・担保特例制度を利用する場合には、平成18年3月31日までに貸付契約を行うものに限り、同制度に基づき加算する利率から0.4%(ただし、同制度に基づき加算する利率を上限とする。)を控除する。 ・直接貸付において担保不足の場合には、無担保保証等の信用保証協会の保証を弾力的に利用できる。
		②天然ガス、電気、ハイブリッド自動車の取得:4億円を限度として特利②
		③低PM認定車の取得:4億円を限度として特利②(平成17年9月30日まで)
		④新長期規制適合車の取得:4億円を限度として特利②(平成17年10月1日以降)
		・貸付限度額:7億2,000万円
		⑤新長期規制適合車の取得:4億円を限度として特利②(平成17年10月1日以降)
国民生活金融公庫  連絡先: 東京相談センター 03-3270-4649 名古屋相談センター 052-211-4649 大阪相談センター 06-6536-4649 全国各支店	中小企業基本法第2条1項に定める中小企業者	①排出基準適合車の取得 自動車NOx・PM法対策地域内:特利C 自動車NOx・PM法対策地域外:特利A 信用保証協会の保証が利用可能(別途、信用保証協会の審査あり)
		②天然ガス、電気、ハイブリッド自動車の取得:特利B
		③低PM認定車の取得:特利B(平成17年9月30日まで)
		④新長期規制適合車の取得:特利B(平成17年10月1日以降)
		・貸付限度額:7,200万円
		⑤新長期規制適合車の取得:特利B(平成17年10月1日以降)